

第51回 鹿児島市都市計画審議会 議事概要

1 日時等

平成26年6月6日（金） 14時～15時36分
市役所東別館9階 特別中会議室

2 議案

- 第1号 鹿児島市都市計画審議会都市計画提案評価小委員会の委員の選任について [付議]
- 第2号 鹿児島都市計画道路の変更について [市決定、付議]
(3・5・53 鼓川通線)
- 第3号 一般廃棄物の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について [付議]
- 第4号 鹿児島都市計画用途地域の変更について [市決定、付議]
- 第5号 鹿児島都市計画準防火地域の変更について [市決定、付議]
- 第6号 鹿児島都市計画特別用途地区の変更について [市決定、付議]
- 第7号 郡山都市計画特別用途地区の変更について [市決定、付議]
- 第8号 松元都市計画特別用途地区の変更について [市決定、付議]

3 出席委員（18名）

- 第1号委員 学識経験のある者
宮廻委員、笹川委員、木方委員、米永委員、松下委員、寺岡委員、三嶽委員、西委員
- 第2号委員 市議会の議員
大森委員、小川委員
- 第3号委員 関係行政機関の職員
福本委員、待鳥委員（代理）
- 第4号委員 鹿児島県の職員
水迫委員、満留委員（代理）
- 第5号委員 その他市長が必要と認める者
南委員、有山委員、三原委員、宮竹委員

4 欠席委員（2名）

- 第1号委員 内田委員、玉川委員

5 出席職員

- (1) 委嘱状交付式 森重建設局長、鮫島都市計画部長、坂元都市計画課長
- (2) 議案第1号 鮫島都市計画部長、坂元都市計画課長
- (3) 議案第2号 島田道路部長、中野街路整備課長
- (4) 議案第3号 川辺建築部長、池畑建築指導課長
- (5) 議案第4号～第8号
鮫島都市計画部長、坂元都市計画課長

6 審議結果

議案第1号について、委員6名を選任しました。
議案第2号から議案第8号の7議案について、「案に異議なし」の答申を受けました。

7 議事概要（○委員 ●当局）

第1号 木方委員、内田委員、米永委員、松下委員、玉川委員及び寺岡委員に決定

第2号 ○両側拡幅案から片側拡幅にした理由、また、西側でなく東側にした理由は。
●両側拡幅と比べると東側拡幅のほうが、建物移転棟数が少なくなるにより事業費が削減され、また、用地買収の地権者数を少なくすることにより用地取得に要する時間を短縮できるためである。
○意見者へ文書で回答してからの対応は。
●その後のやりとりはないところである。
○都市計画法53条申請の制限が変わることについての個別の意見は。
●個別の話は伺っていないところである。

第3号 ○許可申請書の工事予定日が6月1日になっているが問題ないのか。
●都市計画審議会の開催日程が未定であったため、申請者側がその時点での希望を書いたものと理解してほしい。
○許可を受けた敷地内であれば、今後、許可不要で増築ができるのか。
●今のところ予定はないが、建て替える場合は、建築基準法を遵守して建てることになる。
○搬出入の動線はどのようになるのか。
●建物が2棟あり、古紙と紙ブロックの動線がある。
○夜間の騒音は問題ないのか。
●基本的には、当該施設は夜間操業を行わない。

第4号・第5号

○交通局の敷地の用途地域を全部、商業地域に変更する意味は。
●甲突川の右岸から騎射場一帯の市電線路沿線において、ブロック単位で商業地域を指定しているが、交通局の敷地だけが敷地で区切られ、地形地物から不自然さがあるため、見直したものである。
○地元で説明しているのか。
●今後、跡地利用する中で、第1種住居地域と商業地域の境界付近では日照権に関して十分考慮されるよう、地域の方への説明会が開かれるものと考えている。
○地区計画の提案はなかったか。
●交通局跡地処分検討委員会において、地区計画等でゾーニング分けをするなどの提案をしている。

第6号～第8号

質疑等なし

8 議事録署名委員

福本委員、有山委員

9 その他

会長選任及び会長代理指名

- ・会長 宮廻委員
- ・会長代理 木方委員